

立川市緑の基本計画 素案(案)
(たたき台)

令和2(2020)年 月

立 川 市

立川市緑の基本計画 骨子(案) (たたき台)

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1-1	緑の基本計画とは	1
1-2	緑の役割	1
1-3	計画改定の背景	2
1-4	計画の位置づけ	4
1-5	対象区域	4
1-6	計画期間	4
1-7	計画が対象とする緑	5
第2章	本市の緑の現況と課題	6
2-1	市の概況	6
2-2	緑の現況	9
2-3	これまでの施策の取組状況	24
2-4	緑に対する市民の意識	28
2-5	課題のまとめ	33
第3章	計画の将来像と目標	36
3-1	緑の将来像	36
3-2	基本方針	37
3-3	計画の目標	38
3-4	緑の配置方針	39
第4章	緑地の保全及び緑化の推進のための施策	40
4-1	施策体系	40
4-2	施策の内容	42
第5章	地域別の方針	47
5-1	地域区分	47
5-2	各地域の方針	47
第6章	緑化重点地区の計画	48
6-1	緑化重点地区の指定	48
6-2	各緑化重点地区の方針	48
第7章	推進体制及び進行管理	49
7-1	推進体制	49
7-2	進行管理	49

第1章 計画の基本的事項

1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を定めるものであり、緑地の保全、公共施設や民有地の緑化、公園の整備・管理など、市内の緑全般を対象として、市民の身近にある水や緑、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画です。

1-2 緑の役割

都市の中で、緑は多様な機能を担っています。市民、事業者、市が協力して緑の保全、創出、活用に取り組み、緑が多様な機能を発揮し、まちづくりに貢献することが求められています。

環境保全

二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育空間としての機能

安全・安心の確保 (防災・減災)

大震火災時の避難地や延焼遮断帯の形成、土砂災害や水害などの災害リスクの軽減、雨水の浸透・貯留や遊水地としての洪水調節による水害の抑制

健康・福祉の向上

健康増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる空間、自立した生きがいの感じられる生活につながる地域活動の場の提供

地域コミュニティの 醸成

祭りなどの行事、地域による公園管理や樹林地管理活動などを通じた交流による、市民の地域への愛着の醸成や地域コミュニティの醸成

経済・活力の向上

観光地としての魅力増進、住宅・宅地の資産価値の向上などを通じた地域経済・活力の維持

図 緑が担う多様な機能

1-3 計画改定の背景

(1) 本市におけるこれまでの取組

本市では、「立川市オープンスペース基本計画」（昭和 48（1973）年 3 月）、「立川市みどりの基本計画」（平成 2（1990）年 3 月）など、緑の基本計画が法制化される以前から緑の保全と緑化の推進に関する計画を策定し、市内の貴重な自然環境や人々がはぐくんできた郷土景観を守り、伝えるとともに、新たな緑を創出する取組を市民とともに進めてきました。

平成 11（1999）年 3 月に策定した「立川市緑の基本計画」（以下「前計画」という。）は、令和 2（2020）年を目標年次とし、3つの視点『人』をつなぐ：市民と地域を結ぶ、『時』をつなぐ：歴史性と立川らしさのある緑の継承、『緑』をつなぐ：水と緑がつくる構造の強化のもとに 6つの基本方針を設定し、緑地の保全や緑化の推進に関する様々な施策を進めてきました。

(2) 国や東京都の動き

前計画の策定以降、本市の緑を取り巻く情勢は、大きく変化しており、特に国の公園緑地政策に複数の大きな展開が見られました。

①新たなステージに移行する緑とオープンスペース施策

平成 28（2016）年 5 月に国土交通省が公表した『『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書』において、「緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき」との方向性が打ち出され、ストック効果の向上、民との連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用等の方針が示されました。この流れを受け、平成 29（2017）年 6 月に都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）が施行され、Park-PFI 制度、公園の活性化に関する協議会の設置、市民や事業者による市民緑地の整備をはじめ、新たな制度が導入されました。

②都市農地の位置づけの変化

平成 27（2015）年の都市農業振興基本法制定、その翌年の都市農業振興基本計画の閣議決定により、それまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけが、都市に「あるべきもの」へ大きく転換され、計画的に農地を保全することとなりました。これを受け、都市緑地法が改正され、対象とする緑地に「農地」を含むことが明記されました。

③持続可能な社会の実現環境保全の観点からも重要性を増す都市における緑の確保

生物多様性基本法（平成 20（2010）年）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24（2012）年）の制定などを背景に、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、生物多様性保全対策として、都市において緑を確保していくことの重要性が改めて認識されています。さらに、令和元（2019）年 7 月に国土交通省が「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、緑が持つ都市環境保全機能や防災機能などの多様な機能は、「グリーンインフラ」形成の観点からも重要性が増しています。

加えて、平成27(2015)年に国連において採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に、緑地の保全や緑化の推進、市民との協働などの取組を通じて貢献していくことも必要とされています。

④東京都及び市区町村共同の取組

東京都においては、緑の持つ多様な機能を発揮させるとともに、緑の質の向上を図るため、東京都・特別区・市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針」、「都市計画公園・緑地の整備方針」により、市町村と協力して緑の減少の大きな要因である樹林地と農地の減少傾向の緩和、計画的な公園整備を進めています。

本市においても、これらの国や東京都の動きを反映し、都市における緑の確保に向けた取組をさらに前進させていくことが求められます。

(3) 計画改定の趣旨

このたび令和2(2020)年に前計画の目標年次を迎えることから、この間の社会経済情勢や地域の環境の変化、市の緑の実態及びこれまでの取組の検証結果などを踏まえ、計画を改定するものです。

改定にあたっては、特に次の点を考慮するものです。

- ① 本市の緑の実態、市のこれまでの取組の検証結果等をもとに課題を整理し、目標、施策を見直します。
- ② 市民アンケート、パブリックコメント等を通じて聴取する市民の意見を反映し、市民とともに緑を育み、増やす取組の充実を図ります。
- ③ 市の上位計画・関連計画(立川市長期総合計画、立川市都市計画マスタープラン、立川市環境基本計画等)、東京都の関連計画との整合、連携を図ります。
- ④ 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)をはじめ、最新の法令に基づく制度の活用を検討します。
- ⑤ 上位計画である「立川市長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」の目標年度である令和6(2024)年度までを計画期間として計画を策定します。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第4次長期総合計画」、「立川市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」をはじめとする各分野の個別計画、東京都の関連計画とも整合を図りつつ、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備・管理運営、緑に関する市民協働などの取組を進めます。

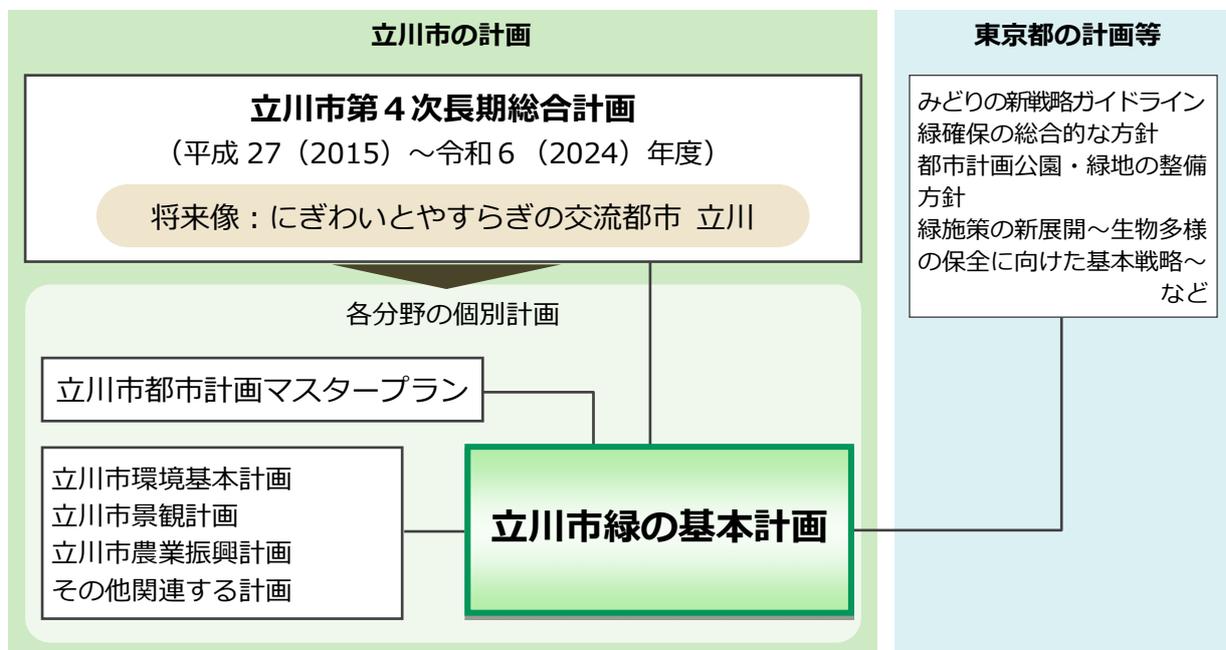


図 計画の位置づけ

1-5 対象区域

対象区域は立川市全域とします。

※国土地理院から平成27(2015)年3月に公表された「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」において本市の面積は2,436haに修正されましたが、本計画は平成29(2017)年度末時点における都市計画区域面積2,438haを対象区域の面積とします。

表 対象区域面積

都市計画決定面積	2,438.0ha
市街化区域	2,083.1ha
市街化調整区域	354.9ha

1-6 計画期間

計画期間は、令和2(2020)年度を初年度とし、中長期的な視点のもと、立川市の将来像を見据えつつ、「立川市第4次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」と整合を図るため、令和6(2024)年度を目標年次とする5年間の計画とします。

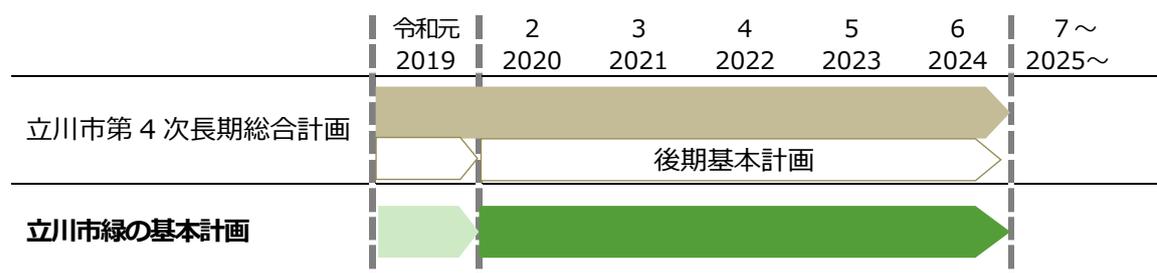


図 計画期間

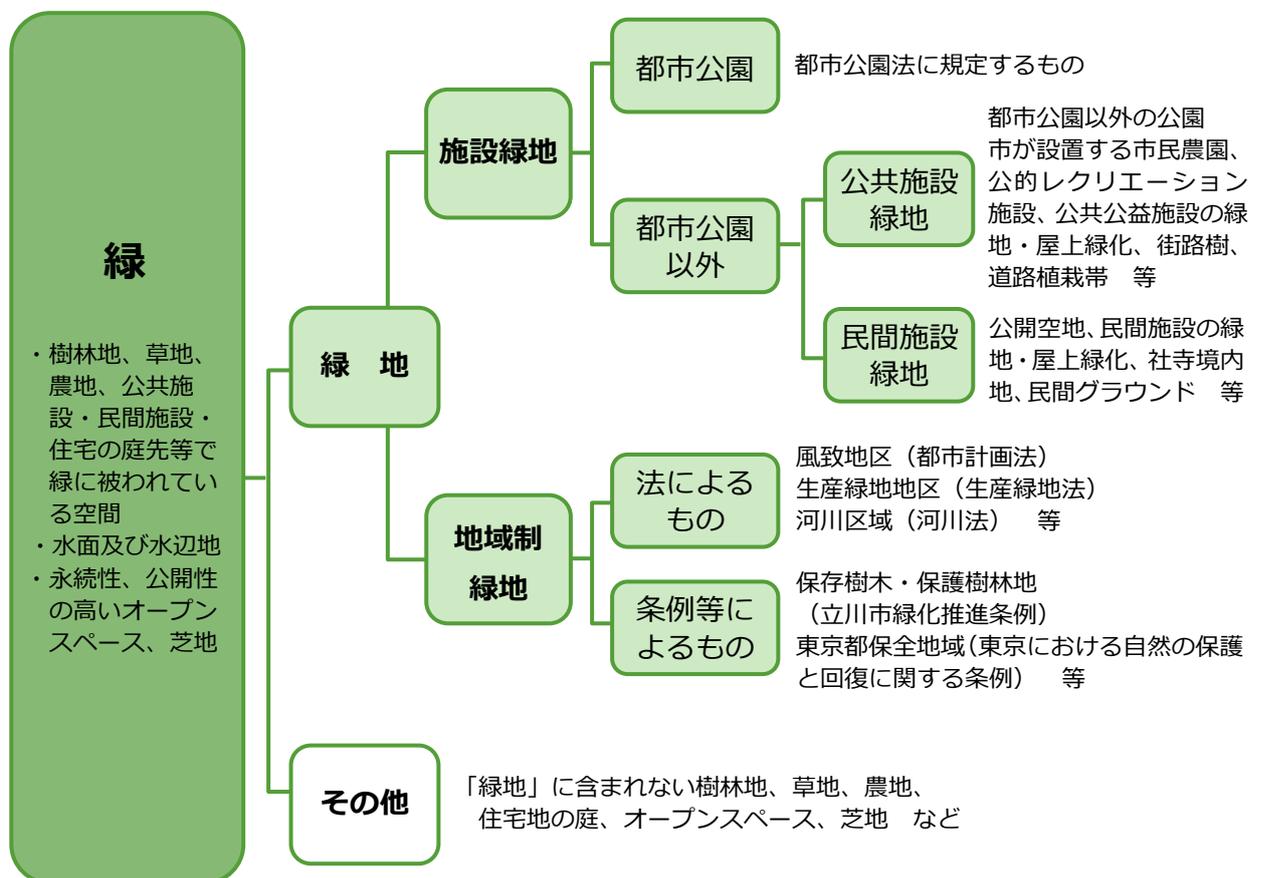
1-7 計画が対象とする緑

本計画では、都市緑地法第3条第1項の定義を踏まえつつ、広く次のものを「緑」として捉えます。

- ・樹林地（崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等）、草地、農地及び公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間
- ・河川、用水・分水、湿地、湧水地等の水面及び水辺地
- ・緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分）や芝地

また、「緑」のうち、永続性や公開性の高い空間である、都市公園等の施設緑地及び都市緑地法をはじめとする関係法令の指定に基づく地域制緑地を「緑地」と表します。

【本計画が対象とする「緑」及び「緑地」】



※都市緑地法第3条第1項による定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

（補足）従来、都市緑地法における「緑地」の定義に、農地は原則として含まれないとされてきましたが、平成29（2017）年6月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により、「農地であるものを含む」ことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

第2章 本市の緑の現況と課題

2-1 市の概況

(1) 市の位置・地勢

本市は、東京都のほぼ中央、西よりに位置し、市域面積は24.36km²です。多摩地域の中心部分にあって、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接しています。市域の南側には多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、地形は概ね平坦です。

本市は、国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、JR立川駅周辺を中心に、商業や業務などの集積が図られるとともに、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

市域の北部は、五日市街道、玉川上水に沿って農地や武蔵野の雑木林などが広がり、緑豊かな地域を形成しています。



図 立川市の位置

(2) 人口の推移

平成31(2019)年1月1日現在の総人口は183,822人、世帯数は91,270世帯です。

人口は、前計画が基準としている平成10(1998)年4月1日現在の値から、約15%増加しています。

最新の将来人口推計では、本市の人口は令和7(2025)年にピークを迎え、その後減少する見通しです。また、高齢者人口が増加傾向にあり、将来においても少子化、高齢化社会が続くと推定されています。

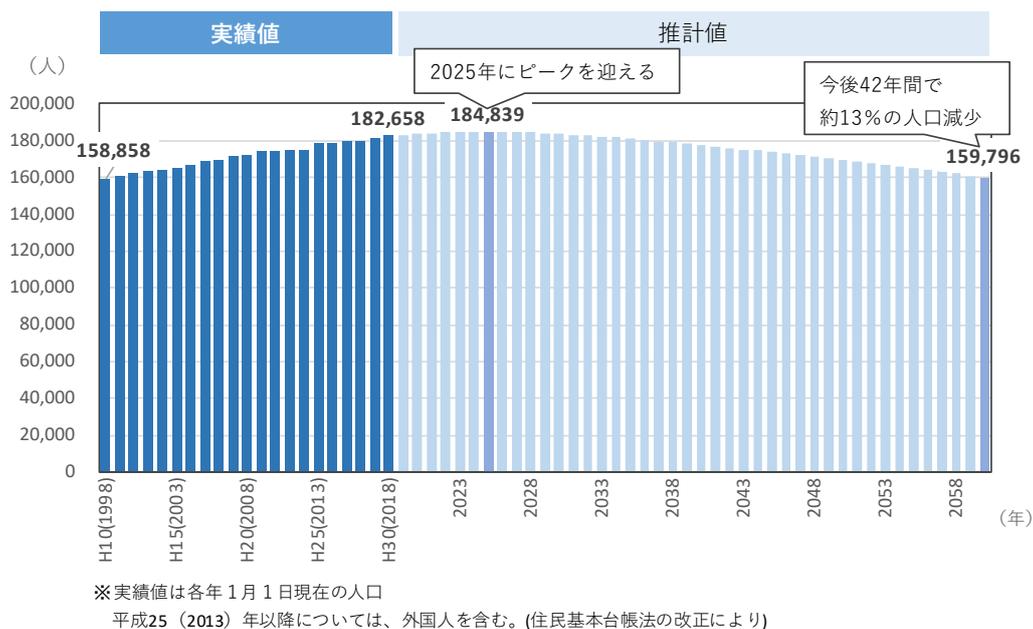


図 総人口の推移及び将来見通し

出典) 立川市統計年報、立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査結果(概要)(平成30年10月)



図 年齢3階層別人口の推移及び将来見通し

出典) 立川市統計年報、立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査結果(概要)(平成30年10月)

(3) 土地利用

本市の土地利用は、宅地が少しずつ増加しています。

前計画策定時の平成 10（1998）年 1 月 1 日の値から、宅地が 6.5 ポイント増加した一方で、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に田・畑が 3.2 ポイント減少しています。

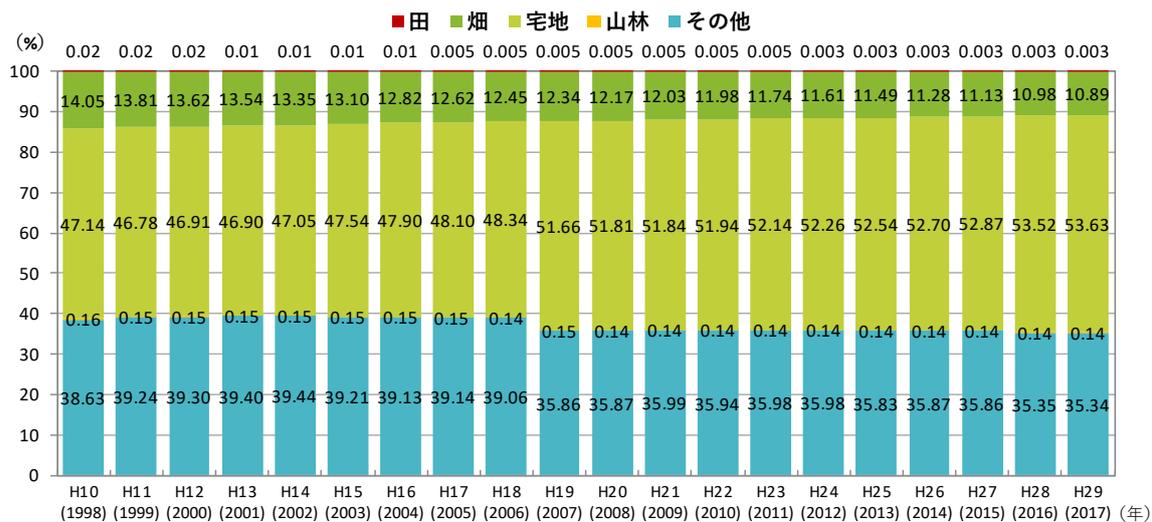


図 地目別土地面積構成比の推移

出典) 立川市緑の基本計画（平成 11 年 3 月），立川市統計年報

2-2 緑の現況

(1) 地形と緑の特徴

本市周辺は、明治時代後期まで純農村集落の地域でした。集落は、多摩川のつくる崖線（立川崖線）と五日市街道等の街道沿いに筋状に延び、その両側に農地が広がっていました。

市の南部に位置する立川崖線の斜面には、現在も斜面林が残されており、連続した緑を形成しています。

市の北部に位置する五日市街道周辺には、短冊状の敷地割が特徴的な農地や、農家の屋敷林が残されており、五日市街道沿いのケヤキ並木、玉川上水などとともに、特徴的な郷土景観を形成しています。

商業や業務などの集積が図られている市の中央部の新市街地には、近年、施設整備に伴って新たな緑の創出が進んでいます。

さらに、市の西部には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があります。

立川市の地形と主な緑

河川と水辺の緑



残堀川



根川緑道



多摩川
出典) 立川市教育委員会HP

公園・緑地



国営昭和記念公園
出典) 国営昭和記念公園HP

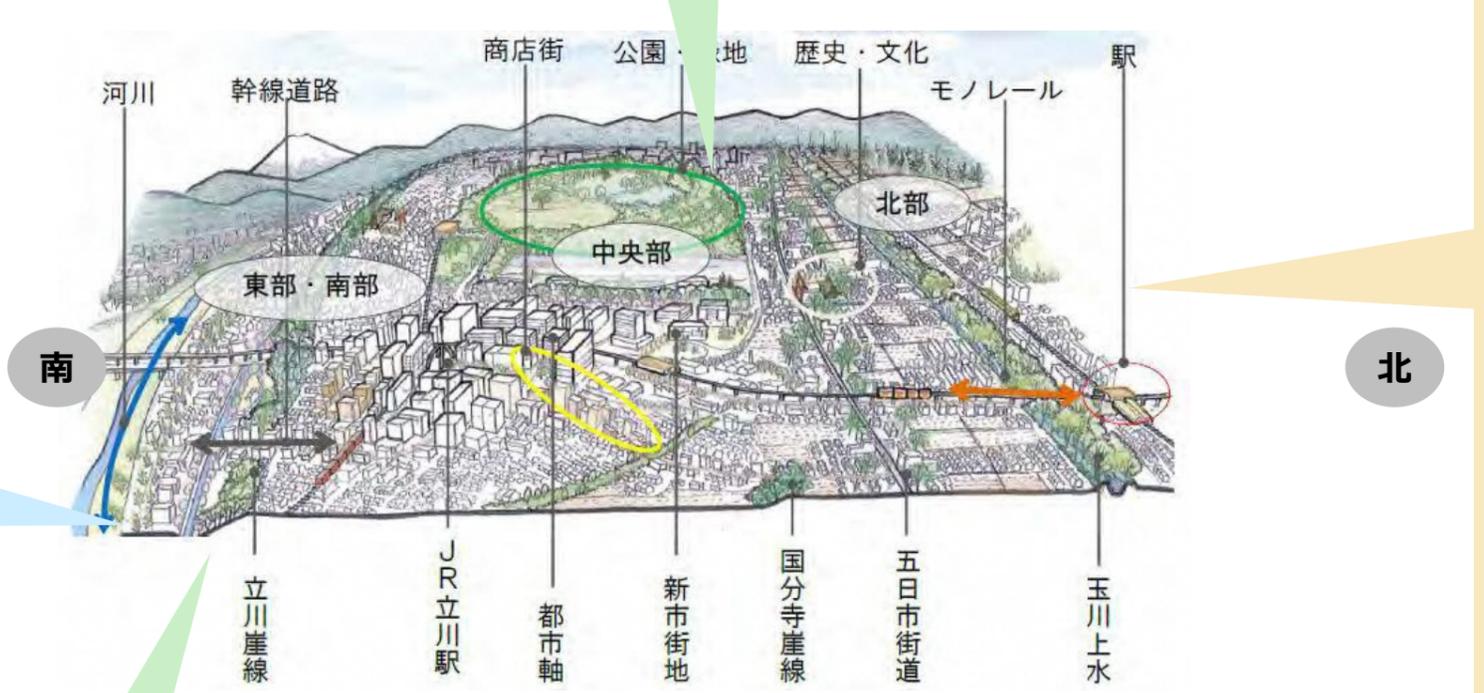
五日市街道周辺の歴史・文化を伝える緑



五日市街道周辺の農地、屋敷林

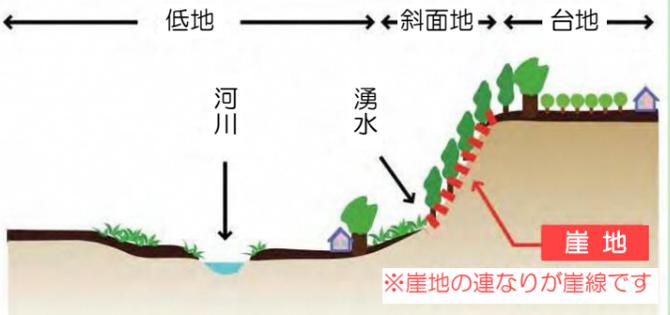


川越道緑地と古民家園



図の出典) 立川市景観計画

崖線の緑



※崖地の連なりが崖線です



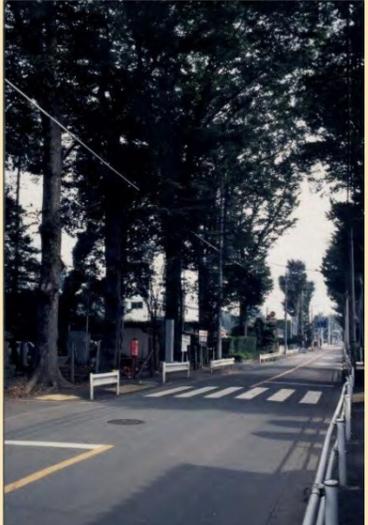
立川崖線



J R 立川駅
出典) 立川市HP



玉川上水



五日市街道
出典) 立川市教育委員会HP

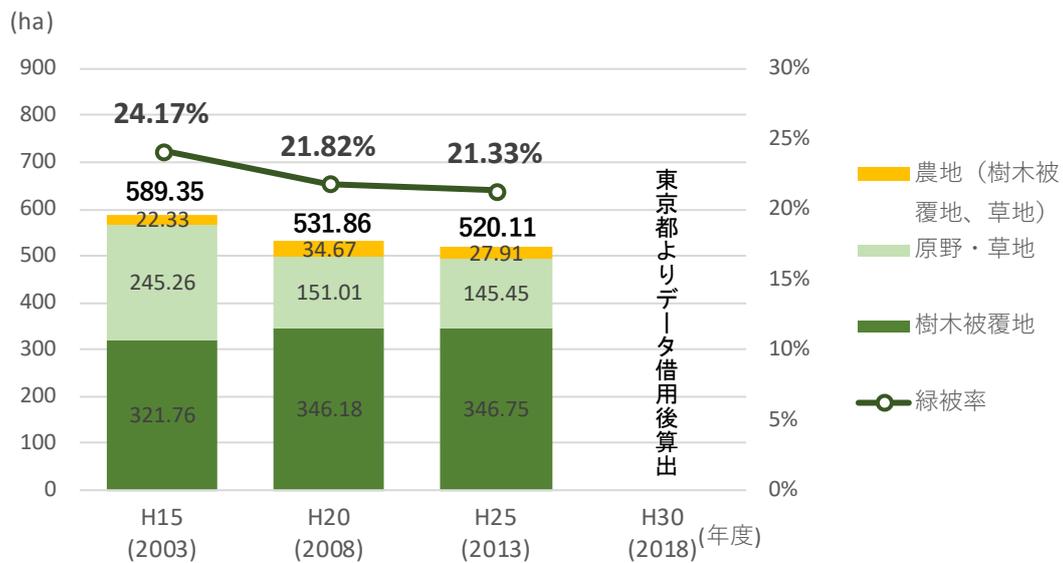
(2) 緑の分布と緑被率の推移

※本項は、平成30年度の緑被データを東京都より貸与いただいた後、内容を改めます。

本市の緑被地（樹木被覆地、原野・草地）の総面積は、平成15（2003）年度に約589haであったものが、平成25（2013）年度には約520haとなり、約70ha減少しています。

最も減少した緑被地は原野・草地（約100ha減少）で、平成15（2003）年時点で造成中であった土地の宅地または樹木被覆地への転換、国営昭和記念公園内の草地の樹木被覆地への転換によって減少したと推測されます。

樹木被覆地は、平成15（2003）年度の322haから、平成25（2013）年度には約347haとなり、約25ha増加しています。市北部の五日市街道沿線を中心に、まとまった樹林が減少している一方で、国営昭和記念公園内において樹木被覆地が増加（成長）していることや、市域の中央部や南部を中心に全体的に宅地に植栽されたと推測される小規模な樹木被覆地が増加していることから、総量は増加しています。



※東京都データの凡例「樹林」は、立川市内では庭木等小面積のものが多いため実態を考慮し「樹木被覆地」に表記を変更。

※農地は、樹木被覆地、草地の部分のみを計上（緑被地以外の農用地は、含まない）。

図 緑被地面積及び緑被率の推移

(東京都みどり率データを基に作成)

